

## 須坂市農業委員会 令和3年9月総会 議事録

- 1 招集 令和3年9月29日(水) 午後3時
- 2 開会 令和3年9月29日(水) 午後3時
- 3 閉会 令和3年9月29日(水) 午後3時40分
- 4 場所 須坂市消防本部3階大会議室

### 5 出席した農業委員 (12人)

#### 出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林 利彦	農業委員	5番	小林 郁雄	推進委員	15番	丸山 輝幸
会長職務代理	13番	田中 郁男	〃	6番	上原 昌雄	〃	16番	坂田 学
農業委員	1番	原 千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	17番	春原 等
〃	2番	松田 かよ	〃	10番	小林 昇	〃	18番	中村 嘉博
〃	3番	神林 秀明	〃	11番	山岸 幸子	〃	19番	櫻井 清一
〃	4番	返町 惇	〃	12番	神林 清治	〃	21番	大澤 敏志

- 6 欠席した農業委員 7番 市村 修一 9番 春原 博  
欠席した農地利用最適化推進委員 20番 竹前 清孝

### 7 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について  
(→農業委員会許可)

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→  
知事許可)

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の  
決定について(利用権設定→市の公告)

報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(市街化区域内にお  
ける農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内にお  
ける農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

### 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

### 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中村祐也

### 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会9月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、市村委員、春原委員、竹前推進委員から欠席の連絡  
がありましたが、農業委員総数14人中、過半数の出席をいただいておりますので、  
会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長と  
なり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。  
肌寒くなってきましたけれども、収穫の秋を迎え大変お忙しいところ、9月総会にご参集いただきありがとうございます。

議長 また、先ほどの農振除外の事前審議会から引き続いての総会となりますが、よろしくお願ひします。  
それでは早速9月総会に移りたいと思います。

議長 9月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願ひ申し上げます。  
それでは、議事に入ります。  
最初に、議事録署名委員の指名を行います。  
須崎市農業委員会 会議規則第14条の規定により、5番小林郁雄委員、6番上原昌雄委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第19号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数1件を議題といたします。  
事務局の説明を願ひます。  
(議案書に基づき朗読、説明。)

事務局 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願ひいたします。

議長 ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございましたか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。  
農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 推進委員さんで何かございましたか。

議長 ないようですので、これより採決いたします。  
議案第19号の1件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願ひます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第19号の1件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数5件を議題といたします。  
事務局の説明を願ひます。  
(議案書に基づき朗読、説明。)

事務局 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願ひいたします。  
推進委員さんで何か補足説明がございましたか。

議長 以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。  
農業委員さんで質疑意見はございませんか。

14番 事務局 5番 No.5について、共同住宅建設で借人は無職ですが、資金面は大丈夫ですか。  
借人と貸人は夫婦ですので問題ありません。

事務局 No.2と3について、違反状態を是正するための申請とのことですが、違反かどうかや是正をどうするかは本人が決めることではないと思います。是正措置も現状復旧させる方法もありますが、その辺はどうですか。

事務局 今回については、コンクリート擁壁を転用申請しないまま設置してしまったということで軽微なものですので、改めて申請をしてもらったものです。  
無断転用の中には申請しても許可できないものもあります。この場合は県に報告、原状回復命令となることもあります。

議長 推進委員さんで何かございましたか。

議長 ないようですので、採決いたします。  
議案第20号の5件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願ひます。  
挙手全員であります。  
よって、議案第20号の5件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数23件を議題といたします。

最初に、議案第 21 号のNo. 1 からNo.20 までの 20 件について、審議いたします。  
事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。  
ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第 21 号のNo. 1 からNo.20 までの 20 件について、決定とするに賛成の農業委員  
さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第 21 号のNo. 1 からNo.20 までの 20 件について  
は、決定とすることに決しました。

議長

次に、議案第 21 号のNo.21 からNo.23 までの 3 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。  
ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5 番

21 番の経営内容を教えてください。

説明員

(営農計画書により説明)

議長

ないようですので、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 21 号のNo.21 からNo.23 までの 3 件について、決定とするに賛成の 農業  
委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第 21 号のNo.21 からNo.23 までの 3 件につい  
ては、決定とすることに決しました。

議長

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 12 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数  
1 件、報告第 13 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件  
数 1 件について事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

この件について、ご質問はございませんか。

ないようですので、以上で報告を終わります。

これもちまして、9 月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。